

年 月 日

様

大阪市長

水質認定結果通知書

以下の記載のとおり、水質の認定及び公共下水道に係る水質使用料の金額（大阪市下水道条例第11条第2項及び同条例別表第2に定める金額）の決定を行いましたので、通知します。

- 1 水質に係る認定結果について  
大阪市下水道条例（昭和35年4月1日条例第19号。「下水道条例」という。）第12条第2項に基づき、以下のとおり、貴社の公共下水道へ排除する汚水の水質を認定しました。
- 2 公共下水道に係る水質使用料の金額の決定について  
上記1の認定をもとに、下水道条例第11条第2項に基づき、以下のとおり、公共下水道に係る水質使用料の金額を決定しました。  
なお、公共下水道に係る水質使用料の合計が0円の場合、大阪市下水道条例第11条第2項の市長の定める水質に該当しません。

記

認定年月日			摘要
認定水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	ランク 円/m <sup>3</sup>
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	
	浮遊物質 (SS)	mg/L	ランク 円/m <sup>3</sup>
公共下水道に係る水質使用料		合計	円/m <sup>3</sup>

担当

- 1 上記2（公共下水道に係る水質使用料の金額の決定について）に係る決定（以下「処分」という。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

水 質 試 験 結 果

事業場名	
事業場所在地	
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日

排水口 No.	水量比	採水年月日	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L
認定水質					
下水道排除基準					